

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成31年2月5日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 農業委員会事務局の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成30年11月27日から平成30年12月17日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 証明書発行手数料について、領収した現金の引継ぎに一部停滞が見られるため、関係例規に基づき適切な現金取扱いに努めること。</p> <p>2. 伺書について、決裁月日の未記載、廃棄年度の誤り、個人情報の公開区分等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。</p>	<p>1. 領収した現金の引継ぎについては、市財務規則第38条に則り、すみやかに関係書類を添え現金を引き継ぐ適切な体制を整え、改善しました。</p> <p>2. 指摘事項のうち「決裁月日の未記載」については、補記により是正しました。また、「廃棄年度の誤り」についても市文書管理規程に基づき訂正し、改善いたしました。そして「個人情報の公開区分等」については、一件ごとに市情報公開条例に基づいて、公開・非公開の区分を判定し、それらを明記したうえで簿冊に綴り込むよう改善しました。</p>